

宇 部 市 水 道 局

令和 7 年度（2025 年度）水質検査計画

検査計画の内容

はじめに

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに原水及び水道水の水質状況
- 4 検査場所、検査項目、検査頻度及びその理由
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査結果の公表
- 8 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携
- 11 他都市との共同検査

資料－ 1

給水栓水水質基準水質検査結果 （令和 3 年度～令和 5 年度）

資料－ 2

原水水質基準水質検査結果 （令和 3 年度～令和 5 年度）

資料－ 3

水質管理目標設定項目水質検査結果 （令和 3 年度～令和 5 年度：最大値）

資料－ 4

水質管理目標設定項目対象の農薬類

資料－ 5

水質基準項目の基準値及び主な汚染要因

はじめに

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全な水であることを確認するとともに水質を管理するために必要不可欠なものです。これまでも、市民の皆さまに安全な水を安定して供給するため、水道法に基づき水質検査を行ってきました。

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目及び水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目などの水質検査を適正に行うため、「水質検査計画」を策定しました。

1 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場・配水池などを代表する蛇口（給水栓水）、浄水場の入口（原水）及び出口（浄水送水）で行います。
- (2) 水質検査は、水道法（昭和32年6月15日法律第177号。以下「法」という。）で検査が義務づけられている水質基準項目、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び独自の項目について、行います。
- (3) 検査頻度は、水源の種類やこれまでの検出状況などを考慮して設定します。
- (4) 水質検査は、宇部市水道局と山陽小野田市水道局の共同検査により行います。
なお、一部対応できない項目は、委託検査で行います。

2 水道事業の概要

- (1) 宇部市の水道は、現在すべて厚東川を水源とする上水道事業として給水しています。
給水状況（令和6年3月31日現在）

項 目	上 水 道		
	令和5年度	令和4年度	令和3年度
行政区域内人口（人）	156,838	158,938	160,514
給 水 人 口（人）	155,895	157,984	159,533
普 及 率（％）	99.4	99.4	99.4
年 間 配 水 量（千m ³ ）	19,504	19,262	19,410

- (2) 取水地点は、4か所の施設があります。

取水施設

施 設 名	上 水 道			
	末信接合井	広瀬取水口	末信水源地	中山取水場
所 在 地	宇部市大字末信 字山本	宇部市大字広瀬 字下川端 184番地先	宇部市大字末信 字前田 456番地先	宇部市大字中山 字黒鳥
水 源	厚東川ダム水 宇部丸山ダム水	厚東川表流水	厚東川伏流水	厚東川ダム水
最大取水量	62,300 m ³ /日	24,000 m ³ /日	20,400 m ³ /日	18,000 m ³ /日

(3) 浄水場は、2か所の施設があります。

浄水場施設

施設名	上水道		
	広瀬浄水場（2系）	広瀬浄水場（1系）	中山浄水場
所在地	宇部市大字広瀬 字下川端184	宇部市大字広瀬 字下川端184	宇部市大字中山 字吉ヶ迫235
水源	厚東川ダム水 厚東川表流水	厚東川ダム水 厚東川表流水	厚東川伏流水 厚東川ダム水
処理方式	急速ろ過・塩素消毒	急速ろ過・塩素消毒	緩速ろ過・塩素消毒
処理能力	62,000 m ³ /日	24,000 m ³ /日	34,000 m ³ /日

3 水源の状況並びに原水及び水道水の水質状況

(1) 原水の水質状況

宇部市の水源は、厚東川ダム水・厚東川表流水・厚東川伏流水を取水しています。

水源の状況と留意すべき項目

水源	水源の水質状況	特に留意すべき項目
厚東川ダム水	- 藻類の繁殖による臭気障害 - 藻類の繁殖によるろ過閉塞 - 降雨等による濁度の上昇	かび臭物質 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール ・ 1・2・7・7-テトラメチルビシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール
厚東川表流水	- 藻類の繁殖による臭気障害 - 藻類の繁殖によるろ過閉塞 - 降雨等による濁度の上昇	かび臭物質 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール ・ 1・2・7・7-テトラメチルビシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール
厚東川伏流水	- 藻類の繁殖によるろ過閉塞 - 降雨等による濁度の上昇	濁度

浄水場では、水源の水質状況に応じて、粉末活性炭処理・凝集沈澱・ろ過などの浄水処理を適切に行い、安全な水道水を供給しています。

かび臭物質の(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オールは、「ジェオスミン」と記載し、1・2・7・7-テトラメチルビシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オールは、「2-メチルイソボルネオール」と記載しています。

(2) 水道水の水質状況

水道水は、法に基づき市内各所で検査を行い水道水の安全性を確認しています。これまでの検査結果は、すべて水質基準を満たしています。

4 検査場所、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 法に基づく検査場所

ア 毎日検査

(ア) 色と濁りと消毒の残留効果を自動計測器で行います。

〔色と濁りと消毒の残留効果〕 16 箇所

第一原・厚東・小羽山・東平原・八王子・萩原・新都市・岐波・床波・楢小野・小野・岩川・船木・逢坂・正楽寺・吉部

(イ) 一部の地域について、消毒の残留効果を自動計測器で行います。

〔消毒の残留効果〕 11 箇所

新町・常盤中・車地・善和・宇部テクノ・王子・桃山・一ノ坂・宇内・正法寺・吉部市

イ 定期検査

上水道（給水栓水）

浄水場	配水池	採水地点 (種類)
広瀬浄水場（2系）	霜降山配水池	岐波 (A)
		萩原 (A)
		小羽山 (A)
		岩川 (A)
		正楽寺 (A)
		宇部テクノ (B)
		楢小野 (B)
		吉部 (B)
広瀬浄水場（1系）	西ヶ丘配水池	第一原 (A)
		船木 (A)
		逢坂 (B)
中山浄水場	桃山配水池	床波 (A)
		神原町 (A)
		東平原 (A)
		新町 (B)

・採水地点（A）：法令に基づく水質検査を行います。

・採水地点（B）：水道水の安全性を確認するために水質検査を行います。

(2) 上水道の検査項目及び検査頻度

ア 水質基準項目

水質基準項目の検査頻度について、年に2回から12回行います。

設定理由は、次表のとおりです。

水質基準項目の検査頻度

番号	項 目	検査頻度/年			給水栓水の検査頻度設定理由
		給水栓水		原水	
		(A)	(B)		
1	一般細菌	12	12	12	月に1回以上が義務付けられている項目です。
2	大腸菌	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	4	-	2	
4	水銀及びその化合物	4	-	2	安全性確認のため3か月に1回行います。
5	セレン及びその化合物	4	-	2	
6	鉛及びその化合物	4	-	2	
7	ヒ素及びその化合物	4	-	2	
8	六価クロム化合物	4	-	2	
9	亜硝酸態窒素	12	12	12	安全性確認のため月に1回行います。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	-	2	安全性確認のため3か月に1回行います。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	安全性確認のため月に1回行います。
12	フッ素及びその化合物	12	12	12	
13	ホウ素及びその化合物	4	-	12	安全性確認のため3か月に1回行います。
14	四塩化炭素	4	-	2	
15	1,4-ジオキサン	4	-	2	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4	-	2	
17	ジクロロメタン	4	-	2	
18	テトラクロロエチレン	4	-	2	
19	トリクロロエチレン	4	-	2	
20	ベンゼン	4	-	2	
21	塩素酸	12	12	-	安全性確認のため月に1回行います。
22	クロロ酢酸	4	-	-	安全性確認のため3か月に1回行います。
23	クロロホルム	4	-	-	
24	ジクロロ酢酸	4	-	-	
25	ジブロモクロロメタン	4	-	-	
26	臭素酸	4	-	-	
27	総トリハロメタン	4	-	-	
28	トリクロロ酢酸	4	-	-	
29	ブロモジクロロメタン	4	-	-	
30	ブロモホルム	4	-	-	
31	ホルムアルデヒド	4	-	-	
32	亜鉛及びその化合物	4	-	2	性状確認のため3か月に1回行います。
33	アルミニウム及びその化合物	12	-	2	性状確認のため月に1回行います。
34	鉄及びその化合物	4	-	2	性状確認のため3か月に1回行います。
35	銅及びその化合物	4	-	2	
36	ナトリウム及びその化合物	4	-	2	
37	マンガン及びその化合物	4	-	2	
38	塩化物イオン	12	12	12	月に1回以上が義務付けられている項目です。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	4	-	2	性状確認のため3か月に1回行います。
40	蒸発残留物	4	-	2	
41	陰イオン界面活性剤	4	-	2	
42	ジェオスミン	12	-	12	性状確認のため月に1回行います
43	2-メチルイソボルネオール	12	-	12	
44	非イオン界面活性剤	4	-	2	性状確認のため3か月に1回行います。
45	フェノール類	4	-	2	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	12	12	月に1回以上が義務付けられている項目です。
47	pH値	12	12	12	
48	味	12	12	-	
49	臭気	12	12	12	
50	色度	12	12	12	
51	濁度	12	12	12	

原水の水質検査については、「水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも年1回は定期的に全項目を実施のこと」とされています。このことを踏まえ、全項目は、年2回実施し、給水栓で毎月行う項目は、毎月実施します。

なお、消毒副生成物（21から31）及び味（48）は、除きます。

イ 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目として設定されています。

検査頻度は、次表のとおりです。

水質管理目標設定項目及び検査頻度

(※) 印：委託検査

番号	項 目	検査頻度/年		検査頻度設定理由
		給水栓水 (A)	原水	
1	アンチモン及びその化合物	4	2	確認のため行います。 (給水栓水・原水)
2	ウラン及びその化合物	4	2	
3	ニッケル及びその化合物	4	2	
4	－ (削除)	－	－	
5	1, 2-ジクロロエタン	4	2	
6	－ (削除)	－	－	
7	－ (削除)	－	－	
8	トルエン	4	2	確認のため行います。 (原水)
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	－	1	
10	亜塩素酸	4	－	確認のため行います。 (給水栓水)
11	－ (削除)	－	－	
12	二酸化塩素 (* 1)	－	－	
13	ジクロロアセトニトリル	1	－	
14	抱水クロラール	1	－	農薬散布時期に行います。 (浄水送水)
15	農薬類 (* 2) (* 3) (* 4)	1	－	
16	残留塩素	12	－	基準項目の検査で行います。 (給水栓水)
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	4	2	基準項目の検査で行います。 (給水栓水・原水)
18	マンガン及びその化合物	4	2	
19	遊離炭酸	1	－	確認のため行います。 (給水栓水)
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	4	2	確認のため行います。 (給水栓水・原水)
21	メチル-tert-ブチルエーテル	4	2	
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1	－	確認のため行います。 (給水栓水)
23	臭気強度 (TON)	12	12	基準項目の検査で行います。 (給水栓水・原水)
24	蒸発残留物	4	2	
25	濁度	12	12	
26	pH値	12	12	
27	腐食性 (ランゲリア指数)	1	－	確認のため行います。 (給水栓水)
28	従属栄養細菌	12	－	
29	1, 1-ジクロロエチレン	4	2	確認のため行います。 (給水栓水・原水)
30	アルミニウム及びその化合物	12	2	基準項目の検査で行います。 (給水栓水・原水)
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (※)	1	1	確認のため行います。 (浄水送水・原水)

(* 1) 消毒剤に二酸化塩素を使用していないので検査を行いません。

(* 2) 農薬類の項目は資料－ 4 参照。

(* 3) クロロニトロフェン (CNP) は、アミノ体を除く。

(* 4) エンドスルファンは、代謝物であるエンドスルフェートを測定。

ウ 水源地水質検査項目

厚東川ダム3か所（堰堤・小野大橋・下小野橋）について、月1回、大腸菌・pH値・臭気・色度・濁度・COD・全窒素・全リン・生物総数・ジェオスミン・2-メチルイソボルネオールの検査を行います。

エ その他の水質検査項目

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水におけるクリプトスポリジウム等の汚染のおそれの程度を把握するため、指標菌の検査を行うとともにクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査も行います。

ダイオキシン類については動向の把握のために行います。

検査頻度は、次表のとおりです。

その他の項目及び検査頻度

(※) 印：委託検査

項 目	検 査 頻 度/年		
	厚東川 ダム水	厚東川 表流水	厚東川 伏流水
大腸菌 (MPN)	12	12	12
嫌気性芽胞菌	12	12	12
クリプトスポリジウム (※)	4	4	4
ジアルジア (※)	4	4	4
ダイオキシン類 (※)	1	1	－

5 水質検査方法

水質検査の方法は、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 最新改訂版）により行います。

また、省令に記載されていない項目は、上水試験方法（日本水道協会編）などにより行います。

6 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときには、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

7 水質検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、宇部市水道局で閲覧できるほか、ウェブサイトに掲載します。

この水質検査計画に基づいて行った検査結果は、「水質試験年報」で公表します。（ウェブサイトに掲載します。）

8 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査項目の最大値や平均値を水質基準値等と比較検討し、翌年度の水質検査計画における検査項目や頻度に反映していきます。

また、公表した検査結果やお客さまからいただいたご意見・ご要望を今後の水質検査計画の見直しに反映させ、より安全でおいしい水道水を目指していきます。

9 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、微生物から化学物質まで多種多様にわたっており、その検査は、極微量レベルの測定が求められています。

（１）水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の 1/10 の定量下限が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、変動係数（C V）が無機物では 1 0 % 以下、有機物では 2 0 % 以下の精度を確保します。

（２）信頼性保証

精度が高い測定を行うことができるように分析機器ごとに操作手順書を整え、測定者間のバラツキをなくし、内部精度管理及び妥当性評価についても実施し、水質検査の信頼性を確保します。更に、国・県で実施する精度管理に積極的に参加し、その評価を受けて信頼性の確保に努めます。

また、委託検査についても、検査機関に対し検査の信頼性、精度を保証する書類の提出を求め、水質検査の信頼性を確保します。

10 関係者との連携

水質汚染事故・処理不能物質の情報・水系感染症の発症などがあったときは、関係機関と情報交換を図りながら迅速に対策を講じます。

また、水源における水質汚染事故発生などに対しては、宇部市水道局危機管理計画（対応マニュアル）及び宇部市水安全計画に基づき、関係機関と情報交換を図りながら現地調査や水質検査等を行うとともに、適正な浄水処理を行い、水道水の安全性を確保します。

11 他都市との共同検査

平成 3 0 年度から水源の検査について、同じ水源を使用する山陽小野田市水道局とデータの共有を行っています。

なお、令和 4 年度から水質検査について、山陽小野田市と共同検査体制で行っています。

資料－ 1

給水栓水水質基準水質検査結果（令和3年度～令和5年度）

番号	項 目	基準値(令和5年度)	最 高	最 低	平 均
1	一般細菌	集落数が100個/mL以下	7	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.002	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.73	0.14	0.40
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.24	0.08未満	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.40	0.06未満	0.12
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.039	0.001	0.009
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.013	0.003未満	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.007	0.002	0.004
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.055	0.005	0.019
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.019	0.003未満	0.004
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.015	0.002	0.006
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.05	0.01未満	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.11	0.01未満	0.05
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02	0.01未満	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	9.6	5.6	7.5
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン	200mg/L以下	18.5	6.7	12.6
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	80.7	52.0	67.6
40	蒸発残留物	500mg/L以下	138	78	104
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000002	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000002	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	1.3	0.3	0.7
47	pH値	5.8以上8.6以下	8.3	7.4	7.7
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.9	0.5未満	0.5未満
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満

資料－ 2

原水水質基準水質検査結果（令和３年度～令和５年度）

番号	項 目	基準値(令和５年度)	最 高	最 低	平 均
1	一般細菌	集落数が100個/mL以下	5,400	8	420
2	大腸菌	検出されないこと	検出	不検出	－
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.004	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.005	0.001未満	0.002
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.037	0.004未満	0.005
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.72	0.10未満	0.38
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.31	0.08未満	0.12
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6mg/L以下	－	－	－
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	－	－	－
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	－	－	－
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	－	－	－
26	臭素酸	0.01mg/L以下	－	－	－
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	－	－	－
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	－	－	－
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.64	0.01未満	0.07
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.93	0.01未満	0.17
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1.09	0.03未満	0.23
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	8.5	3.7	6.3
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.079	0.005未満	0.031
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12.9	4.7	8.4
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	83.5	38.9	56.8
40	蒸発残留物	500mg/L以下	125	95	108
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000019	0.000001未満	0.000003
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000030	0.000001未満	0.000003
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.012	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	4.8	0.7	1.9
47	pH値	5.8以上8.6以下	8.8	7.0	7.7
48	味	異常でないこと	－	－	－
49	臭気	異常でないこと	3	1未満	2
50	色度	5度以下	21.0	0.5未満	4.6
51	濁度	2度以下	36.7	0.2	3.3

資料－ 3

水質管理目標設定項目水質検査結果（令和 3 年度～令和 5 年度：最大値）

番号	項 目	目標値（令和 5 年度）	給水栓水	原水
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	0.0002	0.0003
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.004
4	－（基準項目に移行のため削除）	－	－	－
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.0004未満	0.0004未満
6	－（基準項目に移行のため削除）	－	－	－
7	－（削除）	－	－	－
8	トルエン	0.4mg/L以下	0.001未満	0.001未満
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L以下	－	0.008未満
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	－
11	－（基準項目に移行のため削除）	－	－	－
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	－	－
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	0.001	－
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下	0.003	－
15	農薬類	検出値と目標値の 比として、1以下	0.1未満	0.1未満
16	残留塩素	1mg/L以下	0.68	－
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	80.7	83.5
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.005未満	0.079
19	遊離炭酸	20mg/L以下	6.6	－
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	0.001未満	0.001未満
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	0.001未満	0.001未満
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	2.6	－
23	臭気強度（TON）	3以下	1未満	3
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	138	125
25	濁度	1度以下	0.1未満	36.7
26	pH値	7.5程度	8.3	8.8
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、 極力0に近づける	-0.01	－
28	従属栄養細菌	1mLの集落数が2,000以下	380	－
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.001未満	0.001未満
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.11	0.93
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオktan酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	0.000005未満	0.000005未満

資料－４

水質管理目標設定項目対象の農薬類（令和６年度）

（※）印：委託検査

番号	項 目	番号	項 目
1	1,3-ジクロロプロペン（D-D）	59	チオジカルブ
2	2,2-DAP（ダラボン）	60	チオファネートメチル
3	2,4-D（2,4-PA）	61	チオベンカルブ
4	EPN	62	テフリルトリオン
5	MCPA	63	テルブカルブ（MBPMC）
6	アシュラム	64	トリクロピル
7	アセフェート	65	トリクロロホン（DEP）
8	アトラジン	66	トリシクラゾール
9	アニロホス	67	トリフルラリン
10	アミトラズ	68	ナプロパミド
11	アラクロール	69	パラコート（※）
12	イソキサチオン	70	ピペロホス
13	イソフェンフォス	71	ピラクロニル
14	イソプロカルブ（MIPC）	72	ピラゾキシフェン
15	イソプロチオラン（IPT）	73	ピラゾリネート（ピラゾレート）
16	イブフェンカルバゾン	74	ピリダフェンチオン
17	イプロベンホス（IBP）	75	ピリブチカルブ
18	イミノクタジン（※）	76	ピロキロン
19	インダノファン	77	フィプロニル
20	エスプロカルブ	78	フェニトロチオン（MEP）
21	エトフェンプロックス	79	フェノブカルブ（BPMC）
22	エンドスルファン（ベンゾエピン）	80	フェリムゾン
23	オキサジクロメホン	81	フェンチオン（MPP）
24	オキシ銅（有機銅）	82	フェントエート（PAP）
25	オリサストロビン	83	フェントラザミド
26	カズサホス	84	ブフサライド
27	カフェンストロール	85	ブタクロール
28	カルタップ	86	ブタミホス
29	カルバリル（NAC）	87	ブプロフェジン
30	カルボフラン	88	フルアジナム
31	キノクラミン（ACN）	89	プレチラクロール
32	キャプタン	90	プロシミドン
33	クミルロン	91	プロチオホス（※）
34	グリホサート（※）	92	プロピコナゾール
35	グルホシネート（※）	93	プロピザミド
36	クロメプロップ	94	プロベナゾール
37	クロルニトロフェン（CNP）	95	プロモブチド
38	クロルピリホス	96	ベノミル
39	クロロタロニル（TPN）	97	ペンシクロン
40	シアナジン	98	ベンゾビシクロン
41	シアノホス（CYAP）	99	ベンゾフェナップ
42	ジウロン（DCMU）	100	ベンタゾン
43	ジクロベニル（DBN）	101	ペンディメタリン
44	ジクロルボス（DDVP）	102	ベンフラカルブ
45	ジクワット（※）	103	ベンフルラリン（ベスロジン）
46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	104	ベンフレセート
47	ジチオカルバメート系農薬（※）	105	ホスチアゼート
48	ジチオピル	106	マラチオン（マラソン）
49	シハロホップブチル	107	メコプロップ
50	シマジン（CAT）	108	メソミル
51	ジメタメトリン	109	メタラキシル
52	ジメトエート	110	メチダチオン（DMTP）
53	シメトリン	111	メトミノストロビン
54	ダイアジノン	112	メトリブジン
55	ダイムロン	113	メフェナセット
56	ダゾメット、メタム（カーバム）及び メチルイソチオシアネート（※）	114	メプロニル
57	チアジニル	115	モリネート
58	チウラム		

資料－ 5

水質基準項目の基準値及び主な汚染要因

区分		項 目	基準値(令和6年度)	主 な 汚 染 要 因
病原生物 の指標	1	一般細菌	集落数が100個/mL以下	生活排水、土壌・動物腸管内に存在
	2	大腸菌	検出されないこと	
無機物・ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	鉱山、工場排水
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	工場排水
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	鉱山、工場排水
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	鉱山、工場排水、鉛管
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	地質、鉱山、工場排水
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	鉱山、工場排水
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	窒素肥料、生活排水、腐敗動植物
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	地質、工場排水
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	窒素肥料、生活排水、腐敗動植物
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	地質、工場排水
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	海水淡水化、火山地帯の地下水
一般有機物	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	工場排水等による地下浸透
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6mg/L以下	次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	消毒剤の塩素と反応して生成
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	オゾン処理、次亜塩素酸生成時
	26	臭素酸	0.01mg/L以下	
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	(番号23・25・29・30の合計)
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	消毒剤の塩素と反応して生成
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
着 色	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	鉱山、工場排水、亜鉛メッキ鋼管
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	工場排水、アルミニウム系凝集剤
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	地質、工場排水、鉄管
	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	鉱山、工場排水、給水装置
味	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	工場排水、海水
着 色	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	地質、鉱山、工場排水
味	38	塩化物イオン	200mg/L以下	地質、海水、生活排水、工場排水
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	地質
	40	蒸発残留物	500mg/L以下	カルシウム、マグネシウムなど
発 泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	工場排水、生活排水
かび臭	42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	発臭ブランクトン
	43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	
発 泡	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	工場排水、生活排水
臭 気	45	フェノール類	0.005mg/L以下	工場排水
味	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	生活排水、工場排水
基礎的 性状	47	pH値	5.8以上8.6以下	－
	48	味	異常でないこと	地質、工場排水
	49	臭気	異常でないこと	発臭ブランクトン、工場排水
	50	色度	5度以下	有機物質、工場排水、河川湖沼底質物質
	51	濁度	2度以下	土壌、溶存物質、有機物質